

日バス協技第410号  
令和4年12月12日

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 清水一郎

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

平素より当協会の運営に関して格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長より、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局運輸担当部門に提出することで定期点検の実施義務はかからないものとする取扱いに関して、別紙のとおり通達がありました。

本件に関しては、すでに令和4年9月6日付け日バス協技第298号により通知しているとおり、その適用期限が令和4年12月31日までとされておりましたが、今般の通達により令和5年3月31日まで延長されましたので、その旨了知されるとともに、貴協会会員事業者への周知をお願いいたします。

なお、すでに休車期間を令和4年12月31日までとしてリストを提出している車両（休車期間を令和2年6月30日、同9月30日、同12月31日、令和3年3月31日、同6月30日、同9月30日、同12月31日、令和4年3月31日、同6月30日及び同9月30日までとして提出後、令和4年12月31日まで延長しているものを含む）については、今般の通達により、休車期間を令和5年3月31日までと読み替えるものとして取り扱われますのでご承知おきください。

今般の通達の内容等について不明な点などがある場合には、地方運輸局（沖縄総合事務局）又は運輸支局（陸運事務所）へご確認ください。

担当：技術安全部 田中・横山  
TEL：03-3216-4015  
Eメール：yokoyama@bus.or.jp

国自安第113号  
国自旅第359号  
国自整第190号  
令和4年12月9日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長  
旅客課長  
整備課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和4年9月6日付け国自安第77号、国自旅第209号、国自整第138号により、その取扱いを令和4年12月31日まで延長しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和5年3月31日までとしますのぞ知されるとともに、貴会傘下会員に対して周知願います。

また、休車期間を令和4年12月31日までとして申請（令和4年9月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和5年3月31日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.（2）の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるものとします。

なお、道路運送車両法上、稼働しない車両については、必ずしも継続検査を受ける

必要はなく、稼働を再開する際に改めて受検し、有効な自動車検査証の交付を受ければよいこととなっておりますので、ご参考までに申し添えます。

また、本通達は各地方運輸局及び沖縄総合事務局宛、別添のとおり通知していることを併せて申し添えます。